

一般社団法人日本カバディ協会 役員の選任に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本カバディ協会（以下「本協会」という。）の定款第4章の規定に関して、役員の選任に関する必要な事項について定める。

(役員 の 定義)

第2条 役員とは、定款第4章第11条第1項に定める者をいう。

(役員選任方針)

第3条 役員の選任方針については、次のとおりとする。

- (1) 定款第4章第11条第1項に基づき、理事10名以上25名以内、監事2名以内を選任する。
- (2) 組織の透明性と議論の活性化を図るため、外部理事を導入する。
- (3) 競技の普及発展のため、女性理事を選任する。
- (4) 監事は原則として弁護士、税理士、公認会計士等の有資格者、または経理の経験者から選任する。
- (5) 理事数に占める割合は、外部理事25%以上、女性理事40%以上選任することを目指すこととする。なお、外部理事とは、最初の就任時点で以下に該当しない者をいう。ただし、以下の事項に該当する者でも、専門的知見（例えば、法務、会計、ビジネス等）による貢献を期待して選考委員会で選考された場合は、外部理事とみなす。
 - ①過去4年間の間に本協会の役職員であった者、加盟・所属関係団体等の役職員であった者、本協会の役職員の親族（4親等以内）の者
 - ②カバディ競技における我が国の代表選手として国際競技大会への出場経験がある又は強化指定を受けたことがある者
 - ③指導するチーム又は個人が全国レベルの大会で入賞するなど、指導者として特に高い競技実績を有している者

(役員 の 年齢制限)

第4条 役員 の 年齢制限は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。ただし、第3条第2号に掲げる者が理事となる場合については定年制を適用しないことができる。

(役員候補者選考委員会)

第5条 役員候補者の選考は、役員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を開催し、以下の基準に基づき選考するものとする。規程については、別に定める。

(役員候補者の選考基準)

第6条 選考委員会は、次の各号の役員選考基準に基づき、役員候補者を選考しなければならない。

- (1) 本協会の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること。
- (2) 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまたはカバディの分野において、専門的な知識または経験を有していること。
- (3) 健康であり、業務に支障がないこと。
- (4) 遵法精神に富んでいること。
- (5) 一年度内の理事会に概3分の2以上出席できる見通しがあること。

(監事候補者の選考方法)

第7条 監事候補者の選考方法は、次のとおりとする。

- (1) 前第3条4号の規定に該当する者2名までを選考するものとする。

(再任回数)

第8条 役員の再任期間は、最初に就任した期間から最大で連続5期（10年）までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、2期（4年）のみ選任・再任することができる。

- (1) 国際連盟（IKF）又はアジア連盟（AKF）の役職者である場合。
 - (2) 当該理事の実績に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上や本協会の運営において、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠であると認められた場合。
- 2 前項の本文規定にかかわらず、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上や本協会の運営において、当該理事が再任されないことで本協会の運営等に著しい障害が生じると判断される者は、5期を超えて選考・再任することができる。
- 3 連続5期を経過してから2期（4年）離任した場合は、新規の役員候補者として選考委員会において選考・再任することができる。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2021年7月3日から施行する。